

各論 I 次世代育成支援対策行動計画

第1章 基本的視点と基本施策

1 基本的視点

三つ子の魂子育てプラン「次世代育成支援対策行動計画（第2期計画）」の4つの基本的視点を継承し、計画を策定しました。

1 愛情と思いやりに満ちた三つ子の魂の育成

愛情と思いやりに満ちた三つ子の魂の育成を推進していきます。

2 子どもの発育・子育て支援

子どもの人権が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

3 子育てに自信と喜びがもてる親への支援

毎日の子育てを通して親自身が成長します。そのためには、すべての親が、心身ともにゆとりをもって子育てができるよう「サービスを受ける機会」及び「学習の機会」をだれもが得られるよう支援していきます。また、次代の親となる若い男女が子どもを産み、育てたいと思えるよう、乳幼児とのふれあいを通して、子育ての楽しさや喜びを経験することができるよう支援していきます。

4 子育てしやすい地域環境づくり

すべての家庭が安心して子育てできるよう、地域全体で子育て家庭を支えていきます。子育て家庭が抱える不安感や負担感の軽減を図り、お互いが助け合いながら子育てのできる地域と、そのためのネットワークの形成を地域全体で推進していきます。

2 基本施策

基本施策1 あたたかい心を育むための支援

- 1 三つ子の魂育成推進

基本施策2 地域における子育ての支援

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 子育て支援のネットワークづくり
- 4 子どもの健全育成

基本施策3 母子保健医療対策の充実

- 1 妊産婦・乳幼児と母親への切れ目のない保健対策の充実
- 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 3 食育の推進
- 4 小児医療体制の充実
- 5 不妊に対する支援の充実

基本施策4 教育環境の整備

- 1 将来親となる世代の育成
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本施策5 子育てしやすい生活環境の整備

- 1 良質な居住環境の確保
- 2 安全な道路交通環境の整備
- 3 安心して外出できる環境の整備
- 4 子どもたちの安全の確保
- 5 被害に遭った子どもの保護の推進

基本施策6 職業生活と家庭生活の両立の推進

- 1 男性を含めた働き方の見直し
- 2 仕事と子育ての両立支援の推進

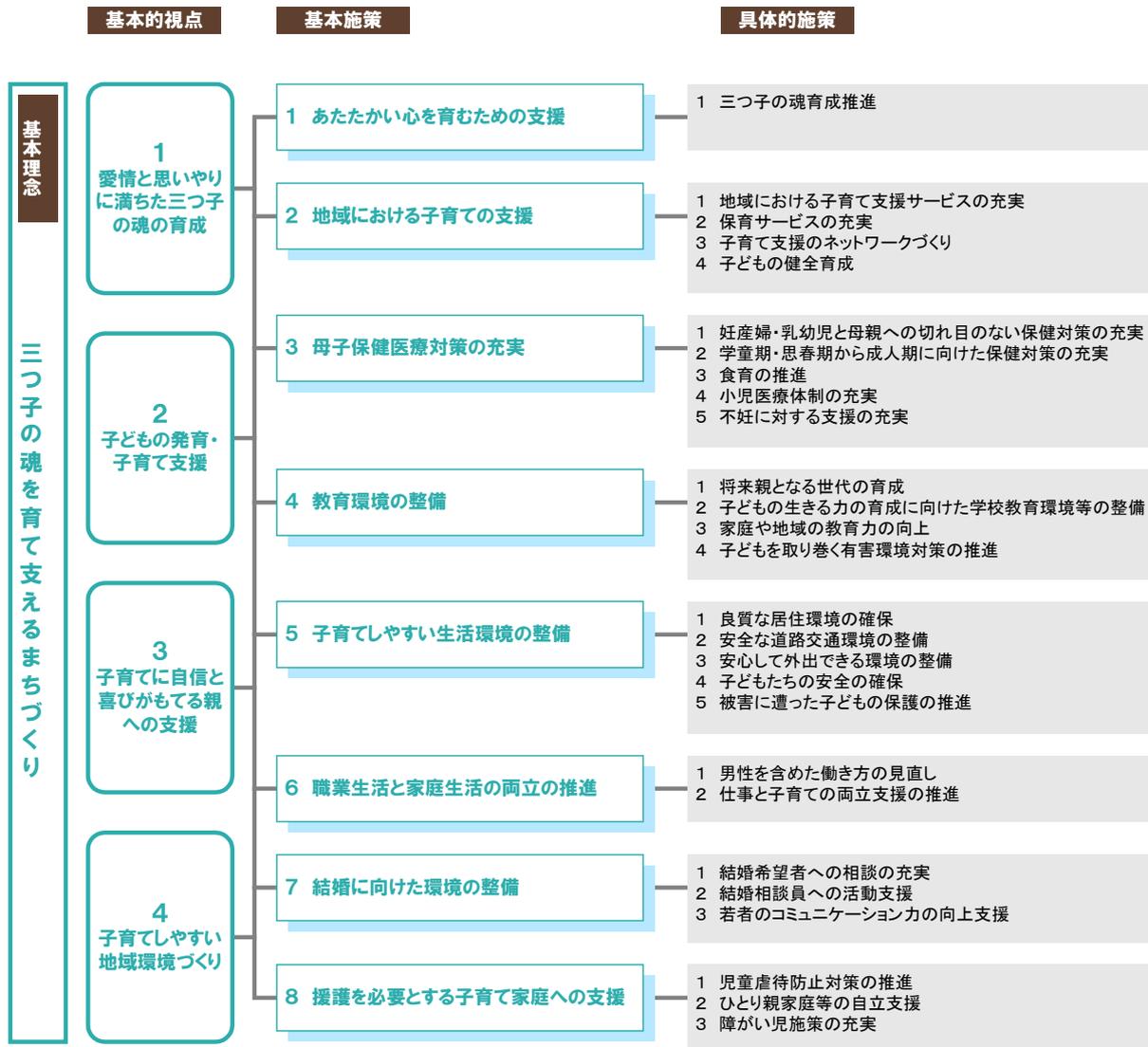
基本施策7 結婚に向けた環境の整備

- 1 結婚希望者への相談の充実
- 2 結婚相談員への活動支援
- 3 若者のコミュニケーション力の向上支援

基本施策8 援護を必要とする子育て家庭への支援

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 ひとり親家庭等の自立支援
- 3 障がい児施策の充実

3 計画の体系



第2章 基本施策の推進

基本施策 1 あたたかい心を育むための支援

具体的施策 1 三つ子の魂育成推進

【基本方針】

「三つ子の魂百まで」の例えのように人格の基礎は、母親の胎内に宿った時から生後 3 歳くらい間に培われると言われています。そして、家族や母親自身が胎内に宿った命を大切に思う心が「愛情と思いやりで満ちた三つ子の魂」を育みます。さらには、親となった誰もが「心身ともに健全なわが子に育てたい」と願っています。

そのため、妊娠中から乳幼児期の子育ての重要性を認識してもらう啓発活動を様々な機会を捉えて、推進していきます。

また、将来の親となる世代に、子どもや家庭について考え、子どもとともに育つ機会を提供し、市民一人一人が家庭や子育ての意義について理解を深められるようにすることが大切です。そして、少子化とそれがもたらす社会への影響や子育てについて、ひいては男女が協力して家庭を築くことの大切さなどについても、理解を求める働きかけをしていきます。

事業名	事業展開	担当課
心の教育の推進	<p>【現状】</p> <p>核家族化の進行や就労形態の多様化など社会情勢の変化にあわせて、子育てに関する様々な環境整備が進められています。</p> <p>しかし、家庭のライフスタイルの変化に伴い、生活のリズムなどの習慣や家族のつながり、さらには地域との関わりの希薄化により、子育てに対する支援体制がなかったり連携が図れなかったりして、家庭や子育てに不安を感じている親の増加も見られます。</p>	三つ子の魂育成推進室

事業名	事業展開	担当課
	<p>【施策】</p> <p>いろいろな関係機関、関係部署との連携を図り、ミニ講話や集会での啓発や親子の信頼関係を深めるためのふれあいの場などを多くもって周知に努めます。</p>	
胎児期からの心の教育	<p>【現状】</p> <p>未来を担う子どもたちが、健やかに育っていくために、社会全体で育てていく仕組みと命の大切さを啓発していくことが「愛情と思いやりに満ちた三つ子の魂」を育てています。</p> <p>【施策】</p> <p>妊娠中に、以下のことを心がけるよう啓発します。</p> <p>①家族が妊婦に対して思いやりといたわりを持つ。</p> <p>②元気に動いている胎児に、我が子の健康を感じ愛情を持つ。</p> <p>③情緒の安定を心がけ、胎児へ語りかけたり、母親自身がリラックスした雰囲気の中で生活できるようにする。</p> <p>④外出も安心してできるようにする。</p>	三つ子の魂育成推進室 健康増進課
乳幼児期からの心の教育の推進	<p>【現状】</p> <p>「愛情と思いやりに満ちた三つ子の魂」を育む啓発用パンフレットを作成し、乳幼児を持つ保護者に健診等の際に配布しています。</p> <p>【施策】</p> <p>乳幼児期の子どもに対して、以下のことを心がけるよう啓発します。</p> <p>①顔での語りかけ、スキンシップ等により情緒の安定を図ります。</p> <p>②子どもの自我の芽生えを尊重し、親子の信頼関係を築きます。</p> <p>③遊びや生活の中でルールを守る習慣を形成します。</p> <p>④絵本の読み聞かせによる親子のふれあいを大切にします。</p> <p>⑤生活のリズムなど基本的な生活習慣の改善を図ります。</p> <p>⑥植物等とのふれあいを通して命を大切にする心を育成します。</p>	三つ子の魂育成推進室

事業名	事業展開	担当課
啓発活動の推進	<p>【現状】</p> <p>すべての子どもたちが「愛情と思いやりに満ちた三つ子の魂」を育み、健やかに成長できるよう、妊娠中も含めた乳幼児期の子育ての重要性を認識してもらう啓発活動を、様々な機会をとらえて推進しています。</p> <p>【施策】</p> <p>そのため、以下のような啓発活動を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児の保護者への「三つ子の魂育成」の講話 ②三つ子の魂育成講演会の開催 ③子育て支援センター及び子育てサロンや幼稚園、保育所のほか、地域集会でのミニ講話による啓発 ④子育てに関する情報の提供 ⑤三つ子の魂育成推進懇談会議の開催 	三つ子の魂育成推進室
関係する部署との連携	<p>【現状】</p> <p>庁内推進会議を開催し、各課で実施している三つ子の魂育成事業の共通認識と、事業における協力体制の再確認をしています。</p> <p>【施策】</p> <p>三つ子の魂育成事業の推進にあたり、関係する部署等との推進会議を充実させ、連携を密にします。</p>	三つ子の魂育成推進室

基本施策 2 地域における子育ての支援

具体的施策 1 地域における子育て支援サービスの充実

【基本方針】

子ども・子育て支援法に基づく事業計画により、各種関連事業を実施します。

事業名	事業展開	担当課
身近な子育て相談・支援体制の充実	<p>【現状】 子育て中の保護者の相談相手となるのは、祖父母などの親族や友人・知人など身近な人の割合が高くなっています。しかし、子育て家庭には、様々な情報があふれ、的確な情報を選びにくい状況となっています。</p> <p>保健師による子育て相談のほか、認定こども園、保育園、幼稚園、子育て支援センター（第2は平成27年2月から）、サロン等で相談に応じています。</p> <p>【施策】 広報活動を充実させ、利用者が、安心・気軽に相談できる体制づくりの充実に努めます。</p>	健康増進課 児童家庭課 三つ子の環境推進室
子育てに関する意識啓発の推進	<p>【現状】 広報紙等をとおして、子育て環境の現状を周知し、情報発信を行っています。</p> <p>【施策】 市民に向けた子育て支援のための広報・啓発活動の強化、子育てに関する男女共同参画意識の普及・啓発に努め、社会全体でその対応に取り組んでいく機運の醸成を図ります。</p>	健康増進課 児童家庭課 生涯学習課 三つ子の環境推進室

事業名	事業展開	担当課
子育て情報誌の作成 配布	<p>【現状】</p> <p>子育て情報誌は、公共施設、医療機関、認定こども園、幼稚園、保育所、子育て支援施設等がひと目でわかるよう掲載し、転入者や妊娠届提出の際に配布しています。また、市ホームページにも掲載し周知しています。</p> <p>【施策】</p> <p>子育て情報誌は、毎年情報を更新して配布し、最新の情報を提供できるよう努めます。</p>	健康増進課 児童家庭課 三つ子の魂育成推進室
子育てに関する男女 共同参画意識の普及 啓発	<p>【現状】</p> <p>長い歴史の中で培われてきた性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消され、女性が社会の様々な分野で活躍しているものの、「子育ては女性の仕事」という意識がまだ根強く残っています。</p> <p>【施策】</p> <p>女性の子育てにおける身体的・精神的負担を解消するため、性別にとらわれず誰もが個性と能力を発揮できるよう男性の参加事業を取り入れるなど、積極的に啓発活動を行います。</p>	三つ子の魂育成推進室 生涯学習課

【基本方針】

子ども・子育て支援法に基づく事業計画により、各種関連事業を実施します。

事業の詳細については、「各論Ⅱ 子ども・子育て支援事業計画」に記載しています。

【基本方針】

様々な子育て支援サービスが展開されているなかで、情報を把握する手段が多岐にわたり、的確な情報が得にくい状況にあります。

このため、個々の子育て家庭が状況に応じて適切なサービスを選択し、利用できる環境のための整備や子育てサークルの育成・支援を含めた子育て支援のネットワークづくりが必要となっています。そして、子育て支援ニーズがますます多様化、増大化するなかで、子どもや子育て家庭の置かれている状況に応じたきめ細かな支援策が求められています。

そのため、公的な取り組みだけでなく、市民の自主的な子育て支援活動が協働し、地域全体として重層的な子育て支援のネットワークの形成に努めます。

地域の人々の参加と協力のもとに地域をあげた子どもの育成環境づくりをめざします。

事業名	事業展開	担当課
地域における子育て支援ネットワークの形成	<p>【現状】</p> <p>「安心して子育てができる地域づくり」、「地域のみんなで子育てをするまちづくり」を目指して、子育てに関係している団体や機関が集まり子育て支援のための情報交換や交流を行っています。</p> <p>【施策】</p> <p>地域づくりによる集会活動への直接的、間接的支援をとおして、地域における子育て支援ネットワーク構築事業の推進を図ります。</p>	<p>児童家庭課 三つ子の魂育成推進室 生涯学習課</p>
子育てサロン事業	<p>【現状】</p> <p>子育てサロンでは、地域の子育て支援体制の充実を図るため、子育てに関する相談指導や親子の交流、地域の子育て関連情報の提供などを行っています。</p> <p>地域公民館で開設し、利用者のニーズに対応しています。</p> <p>【施策】</p> <p>子育てサロン事業のさらなる充実を図ります。</p>	<p>三つ子の魂育成推進室</p>

【基本方針】

近年の少子化・核家族化の進行は、子どもが地域や大きな集団のなかで、いきいきと行動する場面が少なくなり、社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。そのため、豊かな自然環境や歴史・文化を生かし、地域において子どもが、放課後や週末等に自由に遊べ、自主的に参加し、安全に過ごすことのできる活動の場づくりの確保が重要な課題となっています。社会のなかでのさまざまな体験を通して、子ども自らが学び、主体的に判断・行動し、心豊かな人間性や生きる力を身につけられるような活動の場を提供することが求められています。

こうしたことから、地域住民や公民館などの協力によってサポートしていくことを推進します。

また、共働きやひとり親家庭の増加により、保護者が昼間家庭にいない子どもが増加しています。子どもたちが安心して過ごせる居場所として、「放課後こども総合プラン」に基づいた放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実に努めます。

事業名	事業展開	担当課
青少年市民会議	<p>【現状】</p> <p>国においては（社）青少年育成国民会議が、県においては（財）とちぎ青少年こども財団が、本市では市民会議として青少年健全育成連絡協議会が組織されています。</p> <p>【施策】</p> <p>青少年健全育成連絡協議会、また各小学区青少年健全育成連絡会（懇談会）を中心に、地域ぐるみで青少年の健全育成運動を推進します。</p>	生涯学習課

事業名	事業展開	担当課
放課後子ども総合プランの策定	<p>【現状】</p> <p>国は、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所の確保と次代を担う人材育成の観点から放課後等の時間を活用した多様な体験や活動を行うことが重要であるとして、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携した整備を推進するため、「放課後子ども総合プラン」を平成26年7月31日に策定し、公表しました。</p> <p>本市では現在、今後の取組について関係課で協議を進めています。</p> <p>【施策】</p> <p>教育委員会と健康福祉部が連携を深め、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めます。</p>	<p>学校教育課 生涯学習課 児童家庭課</p>

基本施策3 母子保健医療対策の充実

具体的施策1 妊産婦・乳幼児と母親への切れ目のない保健対策の充実

【基本方針】

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や核家族化、共働き世帯の増加といった家族形態の多様化など、母子を取り巻く環境が多様化・複雑化しています。妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保できるよう、また、育児不安や負担感の解消が図られるよう、妊娠中の保健指導や健康診査、新生児や乳幼児への保健指導、乳幼児健康診査や相談・各種健康教室等の充実を図り、きめ細やかな母子保健サービスの提供に努めます。また、地域の中で安心して子どもを産み、育てられるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制を構築していきます。

事業名	事業展開	担当課
母子健康手帳の交付	<p>【現状】</p> <p>妊娠期の健やかな経過と安全な出産ができるよう、また出生後、子どもが健やかに成長できるよう、母子健康手帳を交付しています。</p> <p>【施策】</p> <p>関係機関と連携し、指導や啓発・周知を行います。</p>	市民課 健康増進課
妊婦保健指導の充実	<p>【現状】</p> <p>子どもを安心して産み、育てることができるよう、全ての妊婦に面接を実施し、妊娠期の健康管理についての保健指導、および保健事業の紹介をしています。</p> <p>また、ハイリスク妊婦・特定妊婦の早期発見および早期介入を図るため、電話相談や訪問による継続支援を実施しています。</p> <p>【施策】</p> <p>医療機関との連携を図り、全妊婦に対し保健指導を実施し、特にハイリスク妊婦・特定妊婦へは、早期介入し訪問等による指導・支援の強化に努めます。</p>	健康増進課

事業名	事業展開	担当課
妊産婦・こどもに対する経済的支援	<p>【現状】</p> <p>少子化対策や母子保健の観点から、妊産婦・子どもへの経済的支援策として、妊産婦医療費助成・こども医療費助成を行うほか、真岡市独自の事業として出産準備手当（マタニティ手当）の支給を行っています。また、平成25年度から入院による養育を必要とする未熟児への養育医療給付事業が県から移譲され、市の事業として開始しました。</p> <p>【施策】</p> <p>「市民だれもが安心して子どもを産み育てることができるまちづくり」に取り組んできており、次代を担う子どもたちの育成を推進するため、今後も各種制度の周知徹底を図り支援します。</p>	児童家庭課 健康増進課
両親学級の充実	<p>【現状】</p> <p>妊娠・出産・育児についての情報提供や、沐浴・妊婦疑似体験実習等をおし、夫婦で子育てする意識を育てるとともに、参加者間の交流の中で、子育て情報の交換を行っています。</p> <p>【施策】</p> <p>育児の知識・技術を夫婦一緒に学び、父親に対し母体保護や両親で子育てする意識の高揚と啓発を行います。</p> <p>また、参加者間の交流や相談しやすい場づくりなど妊娠期からの仲間づくり・教育の充実に努めます。</p>	健康増進課
妊産婦健康診査の充実	<p>【現状】</p> <p>妊娠中の異常の早期発見と適切な保健指導を行い、安全な出産が迎えられるよう妊婦健康診査の公費負担、さらに平成25年4月からは、母親の産後1か月健康診査への公費負担を実施し、妊産婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図っています。</p> <p>【施策】</p> <p>妊産婦健康診査を奨励し、安全な妊娠・出産・産後が迎えられるよう、医療機関との連携を図り、保健指導の充実に努めます。</p>	健康増進課

事業名	事業展開	担当課
妊産婦訪問・電話指導の充実	<p>【現状】 妊娠届出時のハイリスク妊婦・特定妊婦に対して、訪問や電話相談により、安全な妊娠・出産・産後の支援を行っています。</p> <p>【施策】 安全な妊娠・出産・子育て支援のため、医療機関との連携を図りながら、保健師または助産師による訪問支援活動の充実に努めていきます。また、電話相談については、市民が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知・充実に努めます。</p>	健康増進課
妊婦歯科保健指導の充実	<p>【現状】 妊娠中の口腔衛生について、母子健康手帳交付時に面接し、全妊婦に個別指導および検診の受診勧奨を行っています。</p> <p>【施策】 周知の徹底および個別指導の強化に努めます。</p>	健康増進課
乳幼児健診受診率の向上	<p>【現状】 疾病や異常の早期発見、発育発達の確認や保護者の不安等への育児支援の場として、乳幼児の各種健康診査を実施しています。本市の場合外国人の乳幼児も多く、母国語での通知文で案内をしています。未受診者には電話や家庭訪問による受診勧奨を実施しています。</p> <p>【施策】 受診率向上のため、広報紙等をとおした呼びかけや未受診者への受診勧奨・訪問指導を積極的に実施します。</p>	健康増進課

事業名	事業展開	担当課
<p>新生児・低体重児等訪問指導の充実</p>	<p>【現状】</p> <p>新生児・低体重児や未熟児等とその保護者を対象に、保健師・助産師等が早期に訪問し、未熟児の症状や家庭環境に応じた適切な養育指導と保護者の育児支援を実施しています。</p> <p>【施策】</p> <p>個々の課題にあった対応を行うため、医療機関や関係機関との連携を図り継続支援します。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)</p>	<p>【現状】</p> <p>生後4カ月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を助産師等が訪問し、様々な不安や悩みへの相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、継続して支援が必要なケースを把握し、適切なサービス提供につないでいます。</p> <p>また、平成26年度から、エジンバラ産後うつ病質問票を活用し、産後のメンタルヘルス支援の充実を図っています。特に養育環境等への支援が必要と認められる家庭については、養育支援訪問事業につなぎ、連携した対応を実施しています。</p> <p>また、里帰り分娩についても、里帰り先と連携を図り、適切な時期に訪問を実施しています。</p> <p>【施策】</p> <p>広報活動や妊娠面接をとおして事業の周知を図るとともに、こんにちは赤ちゃん訪問事業の充実に努めます。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>こどもの事故防止啓発</p>	<p>【現状】</p> <p>子どもの事故を防止するため、乳幼児突然死症候群や揺さぶられっこ症候群予防に関する啓発、また、身近な家庭内で発生する不慮の事故への予防対策について、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査、広報活動等をとおして、知識の普及啓発を図っています。</p> <p>【施策】</p> <p>こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査、広報活動等をとおして知識の普及啓発を図り、子ども事故防止対策を推進します。</p>	<p>健康増進課</p>

【基本方針】

子どもたちを取り巻く家庭環境や社会環境は大きく変化しています。そのため、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実が必要であり、性に関する科学的な知識の普及や発達段階に応じた適切な教育が大切です。そして、教育関係者や保護者等と十分連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行っていく必要があります。

こうしたことから、妊娠前前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られることや、思春期の子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めができる地域づくりに努めます。

また、喫煙や薬物等に関する教育や 10 代の自殺、不健康やせ等の思春期における課題の重要性を認識した保健対策の充実と併せて、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止に取り組むことや、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど適切な行動をとることができるよう児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。

事業名	事業展開	担当課
性に関する正しい知識の普及	<p>【現状】</p> <p>性は人間の尊厳に関わる最も大切な問題であり、性を人権として正しく認識し尊重することは、男女がお互いの人格を尊重し、相互に健全な異性観をもつためには重要なことです。</p> <p>学校における性教育は、児童生徒の発達段階に応じて正しい知識を学ばせるとともに、人間尊重と男女平等の精神・生き方などを学ばせる人間教育です。</p> <p>保健体育や道徳、総合的な学習の時間を中心に、エイズ教育なども含めて性教育を実践しています。</p> <p>【施策】</p> <p>性についての正しい知識や認識を深め、責任ある行動がとれるよう、発達段階に応じた性教育の充実に努めます。</p>	健康増進課 学校教育課

事業名	事業展開	担当課
思春期健康教室	<p>【現状】</p> <p>市内中学生を対象に、命の誕生・男女交際・妊娠・出産・性感染症などについての正しい理解を深め、自立した性意識や性行動がとれるよう、命の尊厳と他者への思いやりの心を育てるとともに、喫煙や薬物等に対する正しい知識を深める健康教室を実施しています。</p> <p>【施策】</p> <p>医療機関、学校、助産師など関係機関と連携し、活動を充実させることで思春期教育の積極的な取り組みを推進します。</p>	健康増進課 学校教育課
思春期相談・教育体制の充実	<p>【現状】</p> <p>学校と連携し、小・中学生への性（生命）教育や保護者への情報提供を実施しています。小・中学校独自に企画した性教育の充実を図っている所もあります。</p> <p>【施策】</p> <p>思春期の子どもとその保護者に親の学習機会の提供と支援体制の整備を図るとともに、地域全体で思春期問題に対応できるよう普及啓発に努めます。</p>	学校教育課
10代の人工妊娠中絶に対する相談体制の充実	<p>【現状】</p> <p>性に関する情報が氾濫する中で、子どもたちやその保護者に対して命の尊厳と他者への思いやり、避妊方法や人工妊娠中絶による心身への影響について、正しい知識の普及を推進しています。</p> <p>【施策】</p> <p>思春期における自我の確立、身体発育や性機能の発達、人工妊娠中絶による心身への影響や避妊方法等に関する正しい知識の普及、健康的で豊かな人間性と社会性をもった性意識・性行動を身に付けるよう、さらに充実した指導を推進します。</p>	健康増進課

事業名	事業展開	担当課
性感染症の学習の充実	<p>【現状】</p> <p>20歳未満の性感染症が増加していることは、成長過程にある子どもたちの心と体をむしばみ、母子感染、不妊症の原因になるなど、生涯を通して健康を脅かす結果となっています。</p> <p>【施策】</p> <p>クラミジア、エイズ等の性感染症の問題に対応するため、性意識や性的欲求あるいは性行動についての正しい知識を身につけられるよう指導を強化するとともに、指導にあたる人材の質の向上に努めます。</p>	学校教育課 健康増進課

【基本方針】

子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となります。

しかし、食生活を取り巻く社会環境等の変化から、朝食欠食などの食習慣の乱れや、思春期やせにみられるような心と体の健康問題が生じています。

このことから、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じ、食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事作りの体験活動や子ども参加型の様々な取り組みを行っていくことが大切です。また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含めた妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供も併せて進める必要があります。

このように、家庭や学校等における食育の推進はもちろんのこと、地域の特性を生かしながら、地域における食生活改善等のための取り組みを推進します。

事業名	事業展開	担当課
食に関する学習機会の充実	<p>【現状】</p> <p>乳幼児健診において、離乳食の進め方や幼児の食事とおやつの集団講話を実施し、食に関する個々の悩みに対しての相談を行っています。また離乳食教室を開催し、親の育児不安を支えるとともに、子どもの健やかな成長を支援しています。</p> <p>保育所では、自然の恵みを知り、感謝する心を育てるため、野菜の栽培・収穫・調理を実施し、食事環境に変化をもたらし、楽しいと感じられるように工夫しています。保護者との研修会の実施や、食事の大切さについて周知しています。</p> <p>また、学校給食を通して、正しい食事のあり方を理解し、望ましい食習慣を形成することができるようにするとともに、食事の準備、会食などから社会性を身につけ、実践する場ともなっています。</p>	健康増進課 児童家庭課 学校教育課

事業名	事業展開	担当課
	<p>【施策】</p> <p>乳幼児を持つ親に対する教室、相談を実施し、関係機関との連携を図り、子どもの健やかな心身の発達支援に努めます。</p> <p>保育所においては、一日の生活の大半を過ごす施設の果たす役割を認識し、「食」を通して家族・仲間・地域との関わりを深め、子どもが健やかに成長するよう努めます。</p> <p>学校では、栄養バランスのとれた給食の提供とともに、生活習慣病の予防や体の健康、社会性の涵養などのため、養護教諭や学校栄養職員による指導の充実を図ります。</p>	

【基本方針】

小児医療については、本市の将来を担う若い生命を守り育て、保護者の育児面における安心の確保を図る観点から、休日・夜間を含め、小児救急患者の受け入れができる体制の整備が重要となっています。子どもの健康と安全を守り、安心して医療を受けられる医療体制の充実に努めます。

事業名	事業展開	担当課												
小児救急医療体制の充実	<p>【現状】</p> <p>真岡市の人口は、平成 22 年度から毎年 0.6 パーセントの減少が続いています。同じく小児の人口も減少傾向にあります。</p> <p>こうした中、小児救急搬送の人員は、年々増加しています。</p> <table border="1" data-bbox="488 1019 1190 1180"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新生児 (生後28日未満)</td> <td>36人</td> <td>42人</td> <td>56人</td> </tr> <tr> <td>乳幼児 (28日以上7歳未満)</td> <td>161人</td> <td>166人</td> <td>187人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策】</p> <p>急な病気やけがに役立つ情報を 24 時間年中無休で医師や保健師等が内容に応じて指導助言する、電話相談「もおか健康相談 24」の周知を図ります。</p> <p>初期救急、二次救急医療機関の役割や、日ごろから、なんでも相談できる、かかりつけ医を持つことについて周知を図ります。</p>		23年度	24年度	25年度	新生児 (生後28日未満)	36人	42人	56人	乳幼児 (28日以上7歳未満)	161人	166人	187人	健康増進課
	23年度	24年度	25年度											
新生児 (生後28日未満)	36人	42人	56人											
乳幼児 (28日以上7歳未満)	161人	166人	187人											
周産期医療体制の充実	<p>【現状】</p> <p>妊娠後期から出産後 1 週間までの周産期において、高度な医療行為を必要とするリスクの高い妊婦及び新生児に対して、総合周産期医療センターである自治医科大学附属病院及び獨協医科大学附属病院が対応しています。</p> <p>【施策】</p> <p>母子保健事業の中で総合的にきめ細かな支援をします。</p>	健康増進課												

【基本方針】

不妊治療における体外受精や顕微授精は経済的な負担が大きいことから、配偶者間のこれらの治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っています。

また、不妊治療に関する情報提供や医学的な相談、不妊による心の悩みの相談等の支援体制の充実に努めます。

事業名	事業展開	担当課
不妊に対する相談体制の充実	<p>【現状】</p> <p>栃木県では、一般的な不妊治療から生殖補助医療に至る医学的情報の提供や、不妊に関する心の悩みなどの多様な相談に応えるため、「栃木県不妊専門相談センター」を開設しています。また、平成 26 年度から助産師や産婦人科医師による相談のほか、男性不妊専門医による相談も実施しています。</p> <p>【施策】</p> <p>「栃木県不妊専門相談センター」のPRとその活用を推進します。</p>	健康増進課
不妊治療に対する支援	<p>【現状】</p> <p>不妊治療については、男性の精管形成術、女性の卵管形成術、排卵誘発剤などの薬物療法等は医療保険の適用となっていますが、体外受精や顕微授精については保険の適用外です。</p> <p>栃木県では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない体外受精、顕微授精に要する経費の一部助成を実施しています。</p> <p>本市においても、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない人工授精、体外受精、顕微授精に対して、経費の一部を補助しています。</p> <p>【施策】</p> <p>今後も不妊治療助成制度の周知を図り支援します。</p>	健康増進課

基本施策 4 教育環境の整備

具体的施策 1 将来親となる世代の育成

【基本方針】

将来の親となる世代に、男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義について、理解を深められるようにすることが大切です。

学校教育においては、将来、必要となる子育ての基本的な知識等の啓発に努め、子育てや家庭の大切さを理解できるように、思春期教育を充実させます。

事業名	事業展開	担当課
子どもを産み育てる意義の教育・広報・啓発	<p>【現状】</p> <p>学校ごとに、保健指導や「思春期教室」、各教科における生命尊重の教育、地域との交流行事を通して、子どもを産み、育てる意義を学ばせる教育を推進しています。</p> <p>【施策】</p> <p>学校・家庭・地域が一体となり、教育環境を整備します。</p>	学校教育課
中・高校生への思春期教育	<p>【現状】</p> <p>思春期教育は、各中学校、各高校単位で実施しており、命の誕生、命の尊厳について教え、良識ある性行動が取れる中・高校生の育成に努めています。</p> <p>【施策】</p> <p>各学校と連携を図りながら、思春期教育に取り組みます。</p>	学校教育課

【基本方針】

将来の担い手である子どもたちが、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことをねらいとし、様々な取り組みを充実させる必要があります。

子どもたちの自主性を育てることや、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるように基礎的・基本的な知識・技能と思考力、判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力のための教育内容や教育方法の一層の充実を図るとともに、豊かな心の育成や健やかな体の育成を子どもたち自身が主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成していきます。

事業名	事業展開	担当課
確かな学力の向上	<p>【現状】</p> <p>「確かな学力」とは、主に基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、そして学習意欲であると捉えています。</p> <p>平成 19 年度から実施されている全国学力・学習状況調査（小6、中3対象）の結果、真岡市の児童生徒の学力はほぼ栃木県の平均程度となっています。</p> <p>【施策】</p> <p>確かな学力の向上のため、次の施策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基礎・基本をおさえた、教科書の内容がきちんと分かる授業の展開（具体的な小目標をもった実用的な教員研修の実施） ② 個々のつますきに対応した個別・局所指導と全体指導の円滑な接続（複数担任制のための非常勤職員の配置） ③ 本市の子どもたちの学力の傾向把握と分析（学力向上検討委員会の実施） ④ 知・徳・体の調和のとれた学校経営（特色ある学校づくり、教育相談、科学教育センター、自然教育センター、国際理解教育、基本的な生活習慣の指導） ⑤ 家庭や地域社会の教育力との連携（開かれた学校づくり、外部人材の登用） 	学校教育課

事業名	事業展開	担当課
豊かな心の育成	<p>【現状】</p> <p>現在の児童生徒については、生命尊重の精神、自尊精神の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱っているとの指摘がなされています。</p> <p>そのため、社会生活のルールなどを幼児期から継続的に身につけさせ、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育む心の教育の充実が求められています。</p> <p>【施策】</p> <p>心の教育の充実、社会体験活動である中学生マイ・チャレンジ事業、自然教育センターでの活動などを通して、思いやりに満ちた豊かな心の育成に努めます。</p> <p>さらに、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校・家庭・地域及び関係機関との間のネットワークづくりを推進します。</p>	学校教育課
健やかな体の育成	<p>【現状】</p> <p>児童生徒に対する保健・安全教育は、人生の中で小・中学校時代が発育・発達の最も著しい時期であることなどから、重要な意義と役割を担っています。</p> <p>このため、体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導は、体育、保健体育科の時間や特別活動などで行っているほか、学校保健安全法に基づき、各種検診等を実施しています。</p> <p>【施策】</p> <p>子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる等、学校・地域におけるスポーツ環境の充実を図ります。</p>	学校教育課

事業名	事業展開	担当課
	<p>また、子どもの生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育、健診事業を推進します。</p>	
<p>信頼される学校づくり</p>	<p>【現状】</p> <p>学校が地域住民の信頼に応え、保護者や地域社会と連携して教育活動を展開するため、学校情報を提供するとともに、保護者や学校評議員などの意見を十分把握し、開かれた学校づくりを推進しています。</p> <p>【施策】</p> <p>教育委員会・学校・家庭・地域社会が一体となり、よりよい子どもの育成に努めるため、学校評議員制度を活用し、各学校の特性を活かした特色ある学校づくり、教職員間に開かれた学校づくり、地域の人材活用などをしていきます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>幼児教育の充実 1) 幼稚園運営助成事業</p>	<p>【現状】</p> <p>平成 26 年度における幼稚園の設置状況は 13 箇所（1 箇所休園中）であり、3 歳児から 5 歳児まで、1,401 名が在園(平成 26 年 5 月 1 日現在)しており、入園率は 62.2% となっています。</p> <p>幼稚園への保護者負担の軽減と幼稚園の教育のより一層の充実を図るため、私立幼稚園在園児の世帯を対象に就園奨励費補助を実施しています。また、幼稚園運営費助成及び幼稚園教員研修費助成を実施し、幼稚園教育の振興に努めています。</p> <p>【施策】</p> <p>人間形成の基礎を培う幼児教育の振興を図るため、認定子ども園への助成または私立幼稚園就園奨励費補助事業及び幼稚園運営費、幼稚園教員研修費助成を継続して実施します。</p>	<p>学校教育課 児童家庭課</p>

事業名	事業展開	担当課
<p>幼児教育の充実 2)幼児教育振興プログラム</p>	<p>【現状】 栃木県においては、21世紀の本県教育の指針となる「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」の施策として「幼児教育の充実」が掲げられ、幼児期にふさわしい発達や学びを支えるために、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校の連携推進、家庭や地域の教育力の向上に取り組んでいます。</p> <p>【施策】 幼児期における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携を図る体制を構築することが必要であるため、これらを含め認定こども園、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、認定こども園、幼稚園における子育て支援の充実、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携を推進します。</p>	<p>学校教育課 児童家庭課</p>
<p>学校教育の充実</p>	<p>【現状】 小・中学校教育においては、これまで一貫して知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成を目指して、教育内容の向上及び施設の整備を推進しています。</p> <p>【施策】 家庭や地域社会、関係機関との連携や、臨床心理士、心の教室相談員等を配置し、心の教育の充実を図るとともに、自然教育センターや科学教育センターでの活動をはじめ、特色ある学校づくり、複数担任制のための非常勤職員配置事業など、本市独自の創意に満ちた個性ある教育活動を一層推進します。</p> <p>さらに、国際理解教育や姉妹校の推進、パソコンなどの情報機器や学校教育施設の充実を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>

事業名	事業展開	担当課
<p>認定こども園、幼稚園、保育所、小学校との連携</p>	<p>【現状】</p> <p>小学校の行事や授業参観に園児や保護者が参加しています。さらに認定こども園、幼稚園、保育所の担当者と小学校教諭の意見交換会、授業や保育などの相互参観や相互職場体験研修を実施するなど、相互理解の促進と認定こども園、幼稚園、保育所、小学校の連携を図り、幼児教育から小学校への円滑な接続を行っています。</p> <p>【施策】</p> <p>地域における子育ての体制や環境づくりを推進するため、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校との連携、接続が円滑に行えるように保育・教育関係者の連携事業を継続的に実施し、幼児教育の一層の充実を図ります。</p>	<p>学校教育課 児童家庭課</p>

【基本方針】

核家族化や少子化、両親の共働きが顕在化し、子どもの放任や過保護・過干渉からなる様々な問題が生じています。そして、昨今、地域的なつながりの希薄化などの家庭を取り巻く社会環境の変化から、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

このような状況の中、家庭の教育力を向上させるために、学校、家庭、地域がそれぞれの役割や責任を自覚し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上をめざします。

さらに、地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるように親子の学習機会を充実させるとともに、養成した人材を活用した支援等のコミュニティの協働による家庭教育支援の充実に努めます。

事業名	事業展開	担当課
<p>家庭教育の充実</p>	<p>【現状】</p> <p>近年、急激な社会変化が進行し、家庭生活においても核家族化・少子化・両親の共働きが顕在化して、子どもの放任あるいは過保護・過干渉からなる様々な問題が生じています。</p> <p>一方、子どもの基本的な生活習慣として「しつけ」までも認定こども園、幼稚園・保育所・学校に依存する親が多くなっています。</p> <p>また、地域社会のもつ教育的機能の低下、子育てに関する情報の氾濫、価値観の多様化などにより子育てに悩む親も多く、社会から受けるストレスなどにより幼児虐待や教育放棄に走る親も増えてきています。</p> <p>【施策】</p> <p>家庭教育に関する学習機会の拡充や学習内容の充実、情報提供・相談体制の整備充実、指導者の養成などに努めるとともに、関連教育機関や団体との連携を図り、近隣の人々との交流や親子のふれあいの場を提供するための条件整備を進めます。</p>	<p>生涯学習課</p>

事業名	事業展開	担当課
子育てサポーターの養成・支援	<p>【現状】</p> <p>女性の社会進出や核家族化、少子化が進行している今日、身近に子育てについて相談できる経験豊富な方も少ないことから、不安や負担を感じる親が増えています。</p> <p>また、この時期は、しつけや人間形成のための基礎が形づくられる重要なときだけに、不安が募り、苦労やストレスを感じている親も少なくありません。</p> <p>【施策】</p> <p>子育ての相談や情報提供の充実を図るため、子育て中の保護者の身近な相談相手として、子育てサポーターとなる人材の発掘と人材養成をし、各地域で活躍している子育てサポーターへの支援に努めるとともに、家庭教育学級・就学時健康診断時・子育て支援センター等、様々な機会を活用してもらえるよう情報提供の充実に努めます。</p>	生涯学習課
スポーツや自然体験を通じた、地域住民による子育て活動	<p>【現状】</p> <p>子ども会や青少年健全育成連絡会等地域住民との関わりをもちながら、地域で行われる様々な特色ある行事等を通し、親子がともにスポーツや自然体験活動を行っています。</p> <p>【施策】</p> <p>美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性や他人を思いやる心・社会貢献の精神、責任感を身に付けるなどといった子どもたちの「生きる力」や「心の豊かさ」を育むため、子ども会や青少年健全育成連絡会等地域で行われるスポーツや自然体験・世代間交流等を通し、地域住民による子育て活動を支援します。</p>	生涯学習課

【基本方針】

雑誌やインターネット等のメディア上での性や暴力等に関する有害情報やインターネット上のいじめ等は、子どもたちに対して悪影響を与えると懸念されています。

そして、スマートフォン等の普及とともに長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトやコミュニティサイトの利用を通じた犯罪が問題になっています。

そのため、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関、団体との連携協力の強化によるインターネットの適切・安全・安心な利用や「フィルタリング」（有害サイトアクセス制限）の普及促進、保護者に対する普及啓発の推進及び、関係業界に対する自主的措置を働きかけるとともに、地域、学校そして、家庭における情報モラル教育を併せて推進します。

事業名	事業展開	担当課
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<p>【現状】 子どもたちの多くが携帯電話を持っており、性や暴力等に関する過激な内容を掲載したサイトや「出会い系サイト」へアクセスしやすい状況です。</p> <p>【施策】 関係機関・団体や、PTA等と協力し、平成24年に一部改正された「栃木県青少年健全育成条例※」について啓発を進めます。</p>	生涯学習課

※栃木県青少年健全育成条例第32条の2の主な改正内容

保護者は、その保護する青少年が携帯電話インターネット接続契約を締結する場合等において、フィルタリングを利用しない旨の申し出をするときは、当該申出の理由等を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供者に提出しなければならない。

フィルタリング：有害サイトアクセス制限のことで、主に青少年保護を目的にインターネット上のウェブページや携帯サイトなどを一定の基準で判別し、選択的に排除する機能のこと。

基本施策 5 子育てしやすい生活環境の整備

具体的施策 1 良質な居住環境の確保

【基本方針】

地域において安全、安心で快適な住生活を営むための健康や生活の基盤となる住宅は、子どもを育てていく上で重要な要素の一つとなります。居住の安定にもつながるように、子育て家庭のニーズに対応した利便性の高さやユニバーサルデザイン化された安全性の高い良質な住宅の供給及び住宅の取得等のための支援、情報提供などに積極的に取り組みます。

事業名	事業展開	担当課
ファミリー向け賃貸住宅	<p>【現状】</p> <p>市営住宅の建替え事業により新たな住宅の提供を進めるとともに既存市営住宅の計画的かつ効果的な改善を推進し、低所得のファミリー世帯に対しても、低廉で良質な市営住宅の供給を図っています。</p> <p>【施策】</p> <p>真岡市住宅マスタープランに基づき、老朽化している市営住宅の適切な整備とともに、子育て世帯を支援する住まい・環境の整備を図るため、役立つ情報の発信や、暮らしやすい住環境の整備を図ります。</p>	建設課
公営住宅の優先入居	<p>【現状】</p> <p>市営住宅が 10 団地と、県営住宅 1 団地があり、入居の取扱いについては、公営住宅法に基づき実施しています。本市では、平成 12 年度から随時受付方式から公開抽選方式に切替え、ひとり親家庭や多数回落選者及び高齢者世帯に対し優先部屋割当等の措置を講じています。</p> <p>【施策】</p> <p>住宅困窮度に配慮しながら、本市の実情に応じた適切な選考基準を設け、公正な運用を推進します。</p>	建設課

【基本方針】

妊産婦や乳幼児連れの親、障がい者、高齢者等に配慮した、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインに基づいた、道路交通環境の整備を推進します。

とりわけ、生活道路等や事故の危険性が多い通学路においては歩道等の整備、車両速度の抑制のための物理的デバイス等の設置など、安全・安心な歩行空間の確保のための整備を推進します。

事業名	事業展開	担当課
<p>道路交通環境の整備</p>	<p>【現状】</p> <p>市道は、約7割が整備を完了していますが、まだ狭あい で屈曲した道路が数多く残されています。また、整備が完 了した道路も老朽化が進み、たわみやひび割れ、破損が生 じ、安全な走行や歩行に支障をきたす道路も見受けられま す。</p> <p>【施策】</p> <p>新しく整備する幹線道路については、バリアフリー化さ れた歩道や歩行者と自転車の通行を優先するゾーン等を設 置し、安心して移動できる歩行空間ネットワークの整備を 図ります。生活道路については、道路幅員の拡幅により、 安全で快適な人や車の移動空間を確保した整備を図りま す。また、舗装が老朽化した箇所は、傷み具合に応じて修 繕等を実施します。</p>	<p>建設課</p>

【基本方針】

すべての人が安心して外出できるよう、公共施設等においては、「どこでも、だれでも、自由に、つかいやすい」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化を推進し、子育て環境の整備を図ります。

事業名	事業展開	担当課
施設や歩道のバリアフリー化の推進	<p>【現状】</p> <p>施設については、平成 18 年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行され、より総合的、一体的なバリアフリー化が進められています。</p> <p>歩道については、区画整理事業や街路事業等により整備が進んでいますが、段差のある箇所も多くあります。段差のある歩道の解消については、道路の構造、隣接宅地との兼ね合い等から困難な箇所が多いのが現状です。現在進めている歩道の整備は、フラット形式でバリアフリー化を図っています。また、既存の歩道においては、老朽化による沈下、破損や街路樹の巨木化による破損が発生し、通行に支障を来たしています。</p> <p>【施策】</p> <p>公共施設については、積極的にバリアフリー化に取り組んでいます。</p> <p>歩道については、歩行空間の改善を図ります。市街地においては、幹線道路の整備に合わせ、歩道のバリアフリー化を推進します。</p>	建設課
ひとにやさしいまちづくり	<p>【現状】</p> <p>県においては、すべての県民があらゆる施設を円滑に利用できるよう、平成 11 年 10 月に「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定しています。</p> <p>【施策】</p> <p>市民が安心して暮らせる住みやすいまちづくりを目指して、ひとにやさしいまちづくりの推進に努めます。</p>	建設課

【基本方針】

子どもを犯罪等の被害から守るために、防犯ボランティア等の関係団体や PTA 等の学校関係者、地域の協力のもとに、通学路等のパトロール、防犯講習会などを行うとともに、市民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報提供や情報交換を実施します。

また、子どもを交通事故から守るため、警察や保育所、学校、関係民間団体や地域との連携協力体制の強化を図り、総合的な交通事故の防止のための取り組みを推進します。

事業名	事業展開	担当課
防犯指導の充実	<p>【現状】</p> <p>学校においては、機会をとらえ防犯の学習の場を設け防犯の指導を行っていますが、近年は社会犯罪の低年齢化や凶悪犯罪が増加している状況にあります。</p> <p>【施策】</p> <p>地域、学校等において、子どもを対象とした防犯教室等を開催し、路上犯罪等への対応方法や、子ども 110 番の家の利用方法及び防犯機器の活用方法の教示等の防犯指導を強化します。</p>	学校教育課
防犯パトロールの実施	<p>【現状】</p> <p>市内では幸い大きな事件となっていませんが、子どもに対する声かけなど不審者の出没がみられます。子どもたちが安全で安心できる学校を確立するために、地域との連携により地域のボランティアの巡回等を通して地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備しています。また、警察や防犯協会、少年指導センターでも市内のパトロールを実施して、啓発に努めています。</p>	学校教育課

事業名	事業展開	担当課
	<p>【施策】</p> <p>安全安心のまちづくりを進めるため、地域自治会による防犯座談会の開催、声かけ・あいさつ運動や、自主的な防犯パトロールの実施を推進するための支援を行います。</p> <p>また、児童生徒が安全安心に下校ができるよう、青色回転灯搭載車によるパトロールを実施します。</p>	
防犯機器の貸与	<p>【現状】</p> <p>防犯ブザー、ホイッスルについては各学校で、自己負担、後援会負担など対応方法は異なりますが、多くの学校で保護者に働きかけ、児童に持たせています。</p> <p>【施策】</p> <p>継続して防犯機器の所持を保護者に働きかけます。</p>	学校教育課
防犯ネットワークの構築	<p>【現状】</p> <p>市内のいくつかの自治会及び学区で子どもたちの安全を守るために自主的な防犯活動を行っています。</p> <p>警察、学校、行政の間で情報提供システムができており、不審者の出現、事件等の情報があった場合、警察署管内の関係機関へ直ちに情報が送られます。</p> <p>【施策】</p> <p>警察、行政、学校、地域自治会などで情報交換や、防犯啓発活動を行うためのネットワークの整備充実を図ります。</p>	安全安心課
防犯灯の設置	<p>【現状】</p> <p>自治会が、各地域内に防犯灯を設置し、維持管理をしています。市内に約 5,789 灯が設置されています。</p> <p>市では、新規設置に当たり設置補助金を、また維持管理費を真岡市防犯協会を通じ自治会に補助しています。</p> <p>【施策】</p> <p>防犯灯の整備については、地域の要望に対して支援します。また省電力・長寿命化を図るため、防犯灯のLED化を推進します。</p>	安全安心課

事業名	事業展開	担当課
こども110番の家の普及	<p>【現状】 各小学区に多くの「こども 110 番の家」が、地域の協力の下に設置されており、こども 110 番の家を示す看板が不審者に対して抑止力になっています。</p> <p>【施策】 こども 110 番の家と青少年健全育成連絡協議会、また各小学区青少年健全育成連絡会（懇談会）、警察が協力をして、学区のセーフティネットを構築します。</p>	生涯学習課
交通安全教室	<p>【現状】 認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校で交通安全教室を実施しており、地域でも子どもや高齢者を対象に交通安全の座談会を開催しています。</p> <p>【施策】 認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校、地域で交通安全教室等を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。</p>	安全安心課
チャイルドシート着用の周知徹底	<p>【現状】 チャイルドシートは、衝突事故による乳幼児の死亡を防ぐための有効な手段であり、交通安全教室、地域での交通座談会などで着用の徹底を呼びかけているほか、警察の協力を受け、シート着装の実技講習会を実施しています。また、着用の義務化により6歳未満の乳幼児に対しチャイルドシート等購入補助を実施しています。</p> <p>【施策】 乳幼児の安全を守るためのチャイルドシートの使用と正しい着用の徹底を図るため、乳幼児の保護者等に対して交通安全教室等での指導助言を図ります。 また、保護者の負担を軽減するための購入補助を引き続き実施するなど、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを行います。</p>	安全安心課

【基本方針】

犯罪や、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対して、再発防止に向けた地域の見守りをはじめ、子どもに対して、精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや保護者に対する助言等の心のケアの充実を図るとともに学校等の関係機関と連携したきめ細やかな支援を行います。

事業名	事業展開	担当課
被害児童のケア	<p>【現状】</p> <p>犯罪やいじめ、児童虐待等に巻き込まれた子どもの不安や悩みなどの精神的負担を軽減するため、関係機関と連携しながらきめ細やかな支援を行う体制づくりに取り組むことが大切です。</p> <p>【施策】</p> <p>被害に遭った子どもの不安や悩みなどの精神的負担を軽減し、立ち直れるように関係機関と連携を図り、支援に努めます。</p>	児童家庭課

基本施策 6 職業生活と家庭生活の両立の推進

具体的施策 1 男性を含めた働き方の見直し

【基本方針】

働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化してきています。そのため、母親だけでなく父親も含めた育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス等）や労働時間短縮など、子育て家庭の望ましい働き方が実現されるよう、国・県や関係団体などと連携しながら広く啓発活動を進め、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもつことで、健康で心豊かな生活が送れる社会の構築に努めます。

事業名	事業展開	担当課
企業への意識啓発	<p>【現状】</p> <p>昨今の労働形態の多様化により、労働者の勤務態様は様々であり、労働時間も変則勤務時間制度を採用し、企業の経営方針によって労働力の配置転換がなされています。</p> <p>【施策】</p> <p>企業に対して子育てをしやすい職場環境の整備を働きかけます。</p>	商工観光課
労働者への意識啓発	<p>【現状】</p> <p>価値観の多様化により、家庭、趣味などを生きがいとする生活を基本として、労働者の意識が変化してきているものと考えられます。</p> <p>【施策】</p> <p>家庭における子育ての大切さを労働者自身に再認識してもらうことが重要です。</p> <p>そのために、育児休業や看護休暇などの利用促進や子育ての重要性について広報活動を行い、意識改革に向けての啓発に取り組みます。</p>	商工観光課

【基本方針】

父親や母親がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事との両立をしながら安心して子育てが続けられるよう、子育てと仕事の両立を支える保育サービスを充実する一方で、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方を市民や事業所など地域社会に広く浸透させ、子育て支援などの社会的基盤の整備や職場環境の改善、労働者・事業主の意識改革をはじめとした企業の主体的、積極的な子育て支援環境づくりなど多面的な取り組みが推進されています。

さらに、その取り組みに対しての企業の認定制度や認定マーク、また、新たな特例認定制度及び特例認定マークを設けるなどしています。

そして、子育てに関する様々な不安や負担感を緩和しつつ、夫婦間での子育てに関する意識改革を図り、共働き男女、専業主婦など様々なライフステージでお互いが連携し、子育てをしていくことを推進します。

事業名	事業展開	担当課
地域における両立支援	<p>【現状】</p> <p>仕事と子育ての両立を推進する上で、各関係機関が地域の環境整備を推進し、子育てに対する様々な不安や負担感を緩和するための情報提供を行っています。</p> <p>【施策】</p> <p>NPO・ボランティア・オピニオンリーダー等の力を借りて、ネットワークづくりと地域の子育て支援に対する意識の向上を図り、子育て家庭に対する両立支援を推進します。</p>	生涯学習課 三つ子の魂育成推進室
家庭における両立支援	<p>【現状】</p> <p>女性が出産後も保育所などを利用して、就労を継続する傾向が強くなっていることから、家庭における女性の負担の軽減を図るため、男性の意識改革の啓発を実施しています。</p> <p>【施策】</p> <p>夫婦がお互いに協力して子育てをしていく環境を育むために、広報活動・相談体制の充実・子育てに関する情報提供体制の充実を図ります。</p>	商工観光課 生涯学習課 三つ子の魂育成推進室

事業名	事業展開	担当課
勤労者福利厚生事業の充実	<p>【現状】</p> <p>工業団地立地企業の勤労者については、真岡工業団地総合管理協会を通して企業間の連携を図り、自主的に福利厚生事業を実施しています。</p> <p>しかし、工業団地以外の中小企業や市内事業所においては、企業独自で福利厚生事業の実施が困難であるため、真岡産業振興会等が実施する事業を中心に福利厚生等の事業を推進するとともに、中小企業勤労者元気アップ支援事業の推進を図り、勤労者福祉の向上に努めています。</p> <p>【施策】</p> <p>勤労者の声を反映させて、勤労者福祉の増進を図ります。</p>	商工観光課
育児休業・看護休暇制度の定着	<p>【現状】</p> <p>真岡工業団地総合管理協会や真岡産業振興会及び真岡商工タウン管理協会等に対し、育児休業・看護休暇制度の推奨を働きかけています。</p> <p>【施策】</p> <p>男女の区別なく1歳未満の子どもの養育や看護ができるよう、育児休業・看護休暇制度の周知、及び制度が定着する体制づくりを企業へ働きかけていきます。また、国や県の動向を見極めながら資料の活用と啓発に努めます。</p>	商工観光課
父親の育児参加促進	<p>【現状】</p> <p>父親の育児参加に向けた取り組みとして、妊娠期や育児期において働きかけを実施しています。</p> <p>【施策】</p> <p>両親学級等をとおして、父親の育児参加の呼びかけや、父親も子育てをする意識を育むための広報啓発活動、子育てに関する情報の提供を図ります。</p>	商工観光課 生涯学習課 三つ子の魂育成推進室 健康増進課

基本施策 7 結婚に向けた環境の整備

具体的施策 1 結婚希望者への相談の充実

【基本方針】

少子化の一因として、生涯未婚率の増加と晩婚化・晩産化があげられています。この少子化や未婚者の増加等に伴い、乳幼児に触れる機会や家庭生活における役割分担を学ぶ機会なども少なくなっています。

また、ライフスタイルの多様化や経済情勢などを背景とした非正規雇用の増加は、将来への不安の高まりとともに結婚に踏み切れない若者が増加する一因にもなっています。

併せて、地域や職場における出会いの場も少なくなっており、結婚を支援するいわゆる「婚活支援」が、民間企業だけでなく、市町村や地域の団体などでも行われるようになってきています。このような中、市町村や地域の団体などにおいて、ネットワーク化による支援の強化のほか、支援していく人材の育成に努めます。

事業名	事業展開	担当課
結婚希望者への受付・相談	【現状】 結婚を希望する男女の出会いの場が少なく、交際から結婚に結びつかない若者が増加しています。 【施策】 月2回の結婚相談員の相談会議の中で、登録者の面談と受付を行い、常時では事務局でも相談や受け入れを行います。	三つ子の育成推進室
結婚希望者への出会いの場の提供	【現状】 結婚希望者の相手への希望や家庭環境・職業等から、適切な結婚相手を探すことを求められています。 【施策】 結婚相談員同士の情報の共有と結婚相談員による身上書交換や見合いの設定と婚活イベント（セミナー・パーティー）を行って出会いの場を設けます。	三つ子の育成推進室

【基本方針】

未婚者に対して、市町村や地域の団体との連携により、結婚へと導くための支援体制を整えます。そのため、地域の結婚相談員など、サポートする側の人材育成を図り、未婚者が結婚に積極的に取り組めるような相談支援体制を強化し、出会いのきっかけづくりなどを支援します。

事業名	事業展開	担当課
結婚相談員への活動支援	<p>【現状】</p> <p>結婚登録者が1組でも多く成婚に結びつくためには、結婚相談員への活動支援を行うことが重要です。</p> <p>【施策】</p> <p>三つ子の魂育成推進室に「真岡市縁組センター」の事務局を置き、結婚登録者情報の管理と結婚相談員の活動支援を行います。</p>	三つ子の魂育成推進室
広域での結婚相談員の情報交換や研修への参加	<p>【現状】</p> <p>市内での結婚情報のほか、広域に亘る情報交換や研修を行い、結婚相談事業内容の充実と協力体制を図ることが必要です。</p> <p>【施策】</p> <p>とちぎ未来クラブにおける地域結婚サポーター研修会や芳賀地方広域結婚相談情報交換会への参加を積極的に行います。</p>	三つ子の魂育成推進室

【基本方針】

人間関係の希薄化に伴い、コミュニケーション能力の不足や人間関係への不安を抱える若者が増加しています。そのため、就職や結婚など、社会的自立に困難を抱える若者を支援するため、地域において若者が交流できる場づくりを行うなど、若者のコミュニケーション能力を向上させるための取り組みを行います。

事業名	事業展開	担当課
若者のコミュニケーション力の向上	<p>【現状】</p> <p>若者を取り巻く社会と家庭環境の変化やインターネット等の情報機器の氾濫とともに、若者のコミュニケーション能力を養う機会が不足しています。</p> <p>【施策】</p> <p>独身男女を対象にセミナーを開催し、結婚活動に必要な話術や人間関係の構築を目指します。</p>	三つ子の魂育成推進室
若者の出会いの場の提供	<p>【現状】</p> <p>結婚登録者を含めた独身男女が集う出会いの場が少ないため、男女が気軽に話せる機会が少ない傾向にあります。</p> <p>【施策】</p> <p>独身男女が出会えるパーティーを開催して、多くの相手と交流をもち結婚相手を探せる機会を作ります。</p>	三つ子の魂育成推進室

基本施策 8 援護を必要とする子育て家庭への支援

具体的施策 1 児童虐待防止対策の推進

【基本方針】

平成 24 年度の全国の児童虐待相談対応件数は 66,701 件で、統計を取り始めて以来毎年増加しており、平成 11 年度と比べると約 5.7 倍となっています。また、虐待による死亡事例が多数発生しており、平成 23 年度では 56 例・58 人となっています。

こうした中、本市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し虐待の発生を予防するほか、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要であり、その対応に介入や専門性が必要な場合は、児童相談所などの関係機関との連携を強化し遅延なく対応することが求められています。

そのため、虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止など、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う、「要保護児童対策地域協議会」の取り組みを強化します。また、児童虐待等に係る相談支援や援助技術などの幅広い知識と技術を向上させるため、本市の相談員と児童相談所職員との連携により相談体制の強化を図ります。さらに、乳幼児等を対象とした保健福祉サービスを受けていない家庭等においては、関係部署などと連携し、家庭の実態把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関の間で情報の共有を図り、対応を強化します。

事業名	事業展開	担当課
要保護児童対策地域協議会	<p>【現状】</p> <p>「真岡市要保護児童対策地域協議会」において、関係機関と連携して情報の共有を図り、要保護児童及びその家族へ支援するため対応しています。</p> <p>【施策】</p> <p>児童虐待や非行の防止、早期発見、早期対応等に努めるとともに、市民への啓発など積極的な推進を図ります。</p>	児童家庭課

事業名	事業展開	担当課
養育支援訪問事業	<p>【現状】</p> <p>養育支援を必要とする家庭や、児童虐待等については、市民や学校・幼稚園・保育所などからの情報提供や通報等により把握し、対応しています。</p> <p>【施策】</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業等から把握した、養育支援を必要とする家庭に対し、訪問事業を実施します。</p>	児童家庭課 健康増進課

【基本方針】

平成 22 年の国勢調査によると、本市の母子世帯は 1,418 世帯（一般世帯の 1.7%）で、父子世帯は 204 世帯（一般世帯の 0.3%）となっています。平成 23 年度全国母子世帯等調査によると、全国の母子家庭の約 81%が就労しており、母自身の平均年収は 223 万円（うち就労収入は 181 万円）、父自身の平均年収は 380 万円（うち就労収入は 360 万円）となっています。また、生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約 1 割となっています。このような状況から、特に母子家庭では、子育てをする上で経済的な支援が必要であるなど多くの問題を抱えている現状が見受けられます。そのため、ひとり親家庭への支援は、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施します。

事業名	事業展開	担当課
子育て・生活支援	<p>【現状】</p> <p>価値観の多様化などによる離婚などにより、ひとり親家庭が年々増えています。</p> <p>こうしたひとり親家庭については、自立を促進するため、ひとり親家庭が抱える子育てや日常生活面での様々な不安や悩みについて、支援しています。</p> <p>【施策】</p> <p>母子自立支援員や母子・父子福祉協力員、児童委員がひとり親家庭の自立に必要な情報提供や相談を行い、ひとり親家庭の自立に努めます。</p>	児童家庭課
就業支援	<p>【現状】</p> <p>厳しい経済・雇用状況の中、安定した収入の確保が困難な状況にあります。</p> <p>ひとり親家庭の親がより良い職業につき、経済的に自立できるよう支援しています。</p> <p>【施策】</p> <p>母子自立支援員や就労支援員が、ひとり親家庭の親について、スキルの向上や資格取得の支援、就職情報の提供などを行い、就業支援を行います。</p>	児童家庭課

事業名	事業展開	担当課
<p>経済的支援</p>	<p>【現状】</p> <p>ひとり親家庭の親は、就業環境が厳しく、安定した収が得にくい状況にあります。</p> <p>そのため、ひとり親家庭の自立を促進するためには、就業支援のほか経済的支援が必要です。</p> <p>【施策】</p> <p>母子寡婦福祉資金の貸付け、児童扶養手当、遺児手当の支給のほか、医療費の助成を行うとともに、制度の周知を図ります。</p>	<p>児童家庭課</p>

【基本方針】

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害を含む障がいのある子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活をおくるためには、年齢や障がい等、一人一人の希望に応じた専門的な支援を充実させることが必要です。また、障がいの原因となる疾病や事故を予防するための取り組みや、障がい等の早期発見・治療を図るための、妊婦や乳幼児の健康診査などを推進することが必要です。

そのため、障がいの早期発見・治療のための取り組みを充実するとともに、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援に努めます。

事業名	事業展開	担当課
特別支援教育の充実	<p>【現状】</p> <p>平成 18 年 6 月に学校教育法等の改正が行われ、平成 19 年 4 月から特別支援教育がスタートしています。これまでの障がい児教育対象の子どもたちに加え、通常学級に在籍している学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム障害（ASD）等の発達障がいの子どもたちに対しても、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援が求められています。</p> <p>【施策】</p> <p>① 教育相談支援事業の充実</p> <p>早期の発見、支援のために「のびのび発達相談」をはじめ、「真岡市教育相談会」による保護者や児童生徒への支援を行います。</p> <p>② 教育支援の充実</p> <p>特別な支援を必要とする児童生徒に対し、障がいの種別や程度に応じた的確な判定及び就学指導を行うことは、教育の機会均等の確保のためにも重要です。関係機関との連携を図るとともに、日頃の情報収集にも努力し、よりの確・適切な判断を行えるようにします。また、就学時決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行います。</p>	学校教育課

事業名	事業展開	担当課
	<p>③ 発達障がい児への対応</p> <p>通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム障害（ASD）など学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し適切な指導が行えるよう、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の充実を図ります。</p> <p>また、小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、支援の充実を図ります。</p>	
乳幼児健康診査・相談事業の充実	<p>【現状】</p> <p>1歳6か月児・2歳児（歯科）・3歳児健康診査、4歳児発達相談（のびのび発達相談）等にて、精神・運動・言語発達等について経過観察が必要と認められた子どもと保護者に対し、発達相談教室「遊びの教室」や心理発達相談を実施し支援しています。発達に課題のある子を早期に発見し、関係機関との連携を図りながら早期の療育指導につないでいます。</p> <p>【施策】</p> <p>相談・支援事業の充実、さらに関係機関との連携を図りながら療育指導体制の整備に努めます。</p>	健康増進課
児童発達支援	<p>【現状】</p> <p>身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障がい児への支援だけでなく、地域の障がい児、その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障がい児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応します。</p> <p>【施策】</p> <p>障がいのある児童とその家族が通所等により、身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、サービス供給体制の確保と充実に努めます。</p>	福祉課

事業名	事業展開	担当課
放課後等デイサービス	<p>【現状】</p> <p>学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p> <p>【施策】</p> <p>障がい児の放課後の居場所についてのニーズは高く、事業所と連携して、サービス供給体制の充実・確保に努めます。</p>	福祉課
放課後児童クラブにおける特に配慮を要する児童への対応	<p>【現状】</p> <p>地域の仲間と遊びながら人間関係を学ぶことは子どもの成長過程で大切であることから、障がいのある児童など特に配慮を要する児童についても、可能な限り受け入れを行っています。</p> <p>【施策】</p> <p>一人一人の子どものニーズに応えられるよう、利用希望がある場合は、可能な限り受け入れに努めます。</p>	児童家庭課
保育所等訪問支援	<p>【現状】</p> <p>保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。</p> <p>【施策】</p> <p>保育所等との連携強化を図り、支援の充実に努めます。</p>	福祉課
医療型児童発達支援	<p>【現状】</p> <p>児童発達支援内容に身体状況により、医療の提供を併せて行っていきます。身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供していきます。</p> <p>【施策】</p> <p>県内には想定される事業所の数が少ないため、今後ニーズの把握に努め、必要に応じた対応を図ります。</p>	福祉課

事業名	事業展開	担当課
<p>(福祉型・医療型) 児童入所支援</p>	<p>【現状】 福祉型障害児入所施設とは、障がいの特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、知識・技能の付与を行います。また、医療型障害児入所施設とは、障がいの特性に応じて、知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識・技能の付与及び治療を行います。とりわけ、虐待を受けた障がい児等に対しては障がい児入所施設において小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況に応じたきめ細やかな支援をしています。</p> <p>【施策】 重度・重複障がいや被虐待児への対応を図るほか、自立(地域移行)のための支援の充実に努めます。</p>	福祉課
障害児相談支援	<p>【現状】 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。</p> <p>【施策】 適切なサービスが提供できるよう、相談支援体制の充実に努めます。</p>	福祉課
こども発達支援センターひまわり園	<p>【現状】 障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的支援施設として位置づけ、関係機関と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援を行っています。</p> <p>【施策】 センターの周知を充実し、利用の促進を図り、発達障害のある方やその家族が安心して暮らせるよう支援に努めます。強化を図った上で、地域における中核的支援施設として位置づけ、関係機関と緊密な連携を図り、障がい児支援体制の整備を図ります。</p>	福祉課

